

建設工事債権譲渡取扱要綱の概要

項 目	工期途中における承諾申請	工事完成検査後の申請
1. 対象工事 (第2条)	1) 前金払なし、または前金支払済で出来高が前金払額以上の工事 2) 債務負担・繰越等工期が複数年等にわたるの場合 ・債務負担工事は、各年度の出来高予定額を対象 ただし、2年目以降は前年度出来高予定額以上、かつ、当該年度支払額以上の出来高が必要 ・前年度から繰り越された工事、かつ、年度内終了確実な工事 3) 対馬市の役務保証が不要な工事 4) その他債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事	1) 完成検査に合格した工事 2) その他債権譲渡の承諾不適当な事由がない工事
2. 債権譲渡の範囲 (第3条)	1) 出来形部分に相応する工事代金から、既支払額（前払金、部分払金）及び契約により発生する対馬市の請求権に基づく金額（違約金等）を控除した額 2) 契約金額変更時においては、連動して増減 3) 債権譲渡の承諾は1契約（債務負担工事は、各年度の出来高予定額）につき1回限り	
3. 債権譲渡人 (第4条第1項)	・対馬市と契約を締結した中小・中堅建設業者 ※ 中小建設業者とは、中小企業基本法にいう資本金3億円以下又は従業員300人以下の業者。中堅建設業者とは、明確な定義はないが、事業協同組合等の組合員となることを認められた事業者。	
4. 債権譲受人 (第4条第2項)	1) 中小企業等協同組合法第3条に定める事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）であって、中小・中堅建設業者に資金の貸付事業を行う者 2) 長崎県財務規則第115条ただし書きの規定により知事が別に定める銀行その他の金融機関等及び信用保証協会	
5. 承諾依頼書類 (第5条第1項)	1) 債権譲渡承諾依頼書 1通 2) 保険会社又は保証会社の承諾書 1通（承諾が義務付けられている場合） 3) 債権譲渡契約証書の写し 1通 4) 下請保護の特約の写し 1通 （債権譲渡契約証書に下請保護特約なしの場合）	3) 下請負人が存在しない工事であることの確認書 1通 （下請負人がある場合は不要）
	※ 建設工業協同組合以外の事業協同組合に債権譲渡する場合1)～4)に追加 ・発行日から3カ月以内の印鑑証明書 1通（譲受人のみ、年度中1回） ・債権譲受人の法人登記簿の写し ・債権譲受人が行っている事業に関する定款・規約等の写し	
6. 依頼書提出期限 (第5条第3項)	・工事請負契約履行期間末日の2週間前まで	・完成検査合格後
7. 下請保護 (第8条) (第11条)	・債権譲渡契約証書内又は特約として「下請負人の保護」を明記	
	・下請負人が存在する場合、融資実行の際に「支払状況・支払計画書」を譲受人に提出し、写しを契約担任者に提出 （下請セーフティネット事業活用の場合は契約担任者への提出は不要）	
8. 出来高確認 (第10条)	・融資実行に際して市は出来高確認は行わない	・完成検査合格済み
9. 融資実行の通知	・融資実行報告書を契約担任者に提出	
10. 債権譲渡額の請求書類 (第12～14条)	完 成 払	完成払請求書 1通
	中間前金払	中間前金払請求書 1通、中間前金払保証契約保証証書 （中間前払金にかかる認定が必要）
	部 分 払	部分払請求書 1通（既済部分検査が必要）
11. その他 (第6条第5、6項)	・債権譲渡人は、債権譲渡承認後は、中間前金及び部分払を請求することはできない。 ・譲渡債権を第三者に譲渡する等債権の帰属、行使を害する行為を行ってはならない。	